

「託送供給等約款」変更の概要

○2020年2月1日実施予定の変更内容

(1) 損失率^{※1}の見直し

電力・ガス取引監視等委員会 第40回制度設計専門会合（2019年7月31日開催）において、託送供給等約款に定める損失率が実績損失率と乖離していることから、できるだけ速やかに、過去3年（2016年度から2018年度）の実績損失率の平均値に見直すことが望ましいと整理されたことを踏まえ、損失率の見直しを行います。

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	7.9%	7.8%
高圧で供給する場合	4.5%	4.1%
特別高圧で供給する場合	2.9%	2.7%

○2020年4月1日実施予定の変更内容

(2) F I T発電設備に係る発電量予測の運用見直し

F I T発電設備の特例発電バランシンググループ（F I T特例①^{※2}）の発電量予測値については、現行、実需給の前々日16時までに、当社から小売電気事業者等に通知していますが、第20回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2019年8月29日開催）において、予測誤差を低減するため、前日6時までに、最新情報にもとづいた発電量予測値の再通知を行うことが望ましいと整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映します。

(3) 系統連系技術要件^{※3}の一部見直し

第23回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会系統ワーキンググループ（2019年10月8日開催）において、再生可能エネルギー発電設備の導入拡大に伴い、火力発電設備等が具備すべき周波数調整機能や風力発電設備の出力変動緩和対策に関する技術要件等が整理されたことを踏まえ、当該内容を系統連系技術要件に反映します。

※1：発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（損失量）を算定するための比率。なお、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る損失量の合計に相当する量の電気の調達を行います。

※2：太陽光発電や風力発電の発電量予測を行うのが困難である小売電気事業者等に代わって、一般送配電事業者が発電量の予測を行う制度。

※3：当社の電力系統に電気設備を連系するにあたって遵守していただく技術要件。